

## 下水汚泥バイオガス発電による「グリーン電力価値」の売却について

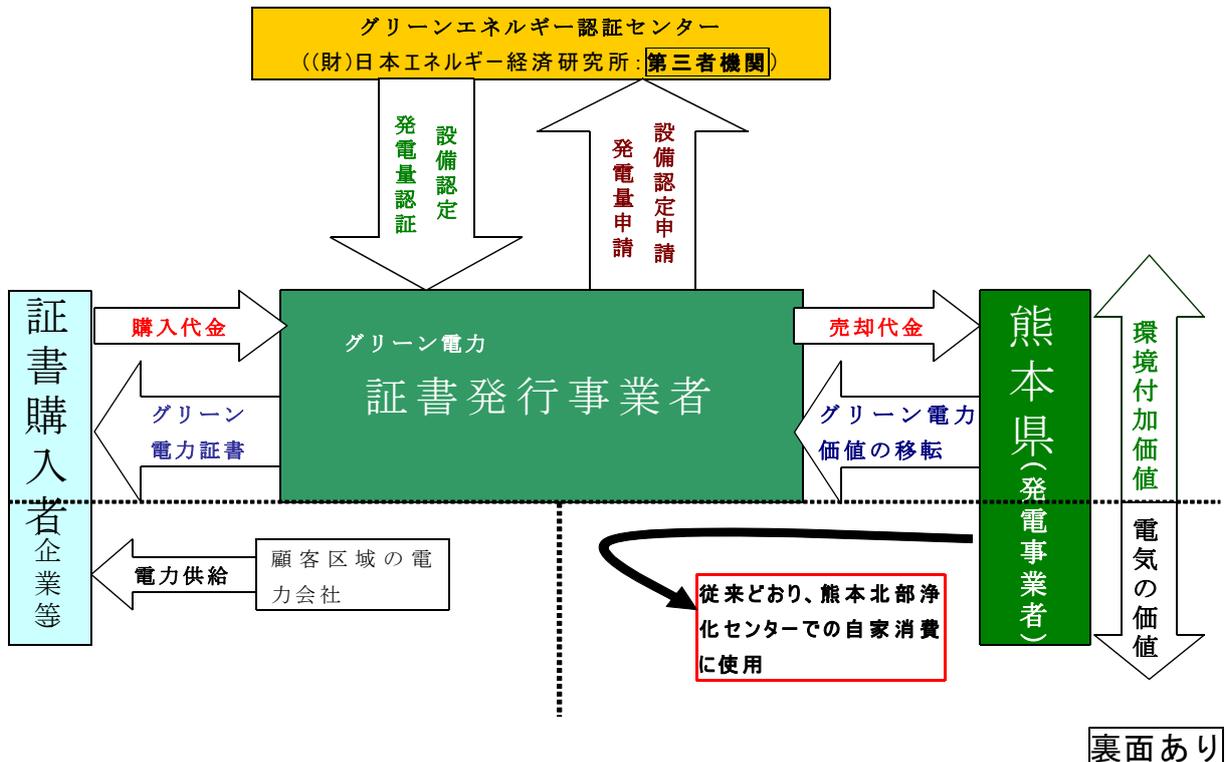
県は、企業等の環境改善活動への支援と売却による新たな収入確保を目的として、熊本北部浄化センターの下水汚泥バイオガス発電で生み出す「グリーン電力価値」を売却することにしました。これは、下水道分野では西日本初の取り組みとなります。

### 1 「グリーン電力価値」取引のしくみ

「グリーン電力」は、バイオマス、風力、水力など再生可能エネルギーによって発電された電力のことで、電力そのものの価値に加え、二酸化炭素排出量の削減や化石燃料の使用量削減といった「グリーン電力価値」（環境付加価値）を持っています。このグリーン電力価値を電気そのものと切り離し「グリーン電力証書」として取引するしくみが「グリーン電力証書システム」であり、平成13年から運用されています。

熊本北部浄化センターでは、平成18年度から下水汚泥の処理過程で発生した消化ガスを使って発電しています。このガスは、生物由来のガス（バイオガス）であるため、発電した電力はグリーン電力として認められるものです。

そこで、この「グリーン電力価値」を今回売却することにしました。



## **2 グリーン電力証書システムの現状**

いままでに、全国96箇所の設備がグリーン電力発電設備として認定されています。そのうち、自治体の施設は10箇所で、下水道施設では東京都、北海道江別市、群馬県伊勢崎市の計4箇所があります。熊本北部浄化センターの発電設備が認定を受ければ下水道分野では西日本初となります。なお、平成19年度に認証されたグリーン電力量は約8,700万kwhでした。

## **3 熊本北部浄化センターでの発電の現状**

熊本北部浄化センターは、熊本市北東部、合志市南部、菊陽町、植木町の2市2町の下水处理を行う県管理の流域下水道終末処理場です。平成18年11月に燃料電池方式の発電設備を導入し、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガス（主成分はメタン）を使って発電を行っています。平成19年度の年間発電量は277万kwhに達し、センターで使用した総電力量の約46%を賄いました。

## **4 グリーン電力価値取引の効果**

発電設備をもたず、直接グリーン電力を利用できない企業等も、この証書を購入することで「グリーン電力を使っている」とみなされます。このため、県がグリーン電力価値を売却しグリーン電力証書の流通量を増やすことは、企業等が行う地球温暖化防止活動など環境改善の取り組みを間接的に支援することになります。大きな投資をせず比較的容易に環境貢献ができることになるからです。

また、発電した電力は今まで通りに浄化センターで使用しながら売却益を得ることができるため、新たな県の収入確保につながります。

## **5 グリーン電力価値売却先の選定**

グリーン電力価値を売却するには、グリーン電力発電設備としての認定を受け発電量にみあうグリーン電力証書を発行する「グリーン電力証書発行事業者」（売却先）の選定が必要です。今後、透明性・公平性を確保するため一般公募を行って選定いたします。

〈問い合わせ先〉  
土木部下水環境課計画班  
軸丸（内線6194）  
嘉戸（内線6195）  
ダイヤル 096-333-2530